

婦人関係資料シリーズ
法規資料 第八号

婦人に関係のある法律について

第十三国会において制定または改正されたもの

労働省婦人少年局

は し が き

昭和二十六年十二月十日から昭和二十七年七月三十一日にわたつて附会された第十三国会においては三百十六件の法律が通過しました。が、これらのうち、婦人に關係が深いと思われるもの數件をとりあげ、それぞれ制定または改正された理由及び法のあらましや改正点を解説して、參考に供します。なお、本資料の編集にあつては、厚生省公衆衛生局庶務課、同省引揚援護庁援護局の御協力を得ました。

昭和二十八年三月

労働省婦人少年局

目 次

◎ ポツダム命令の措置法に關するもの	
一、町内会、部落会、又はその連合会等に關する解散、就	
服禁止等の廢止について	(1)
二、婦女に売淫をさせた者等の	
処罰に關する法律について	(1)
◎ 新たに制定されたもの	
一、戦傷病者戦没者遺族等援護	
法	(2)
◎ 改正されたもの	
一、労働基準法の一部を改正す	
る法律	(16)
二、優生保護法の一部を改正す	
る法律	(17)

◎ ポツダム命令の措置に關する法律

ポツダム宣言の受諾にともなつて発せられた諸命令は、講和条約の発効に伴つて、あるものは効力を失ひ、またあるものは法律として引続き存続することゝ定められ、後述の次の二つが婦人に關係があると思われる。

- 一、町内会、部落会、又はその連合会等に關する解散、就服禁止等の廢止について
戦前、部落会、町内会等整備要領上（内務省訓令十七番昭和一九、九、一）によつて組織されていた町内会、部落会等は、終戦後昭和二十二年五月三日政令一五号「町内会、部落会又は其の連合会等に關する解散、就服禁止その他の行為の制限に關する件」の廢止に關する政令によつてすべて解体されましたが、この政令は全面「ポツダム宣言」の受諾にともない発する命令に關する件」の廢止に關する法律（八十一号、昭和二十、四、一）によつて、平和条約発効の日から百八十日を経過した昭和二十七年十月二十四日限りで効力を失いました。従つて、町内会部落会等については現在法的には空白となつています。

- 二、婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する法律について
我國の公娼制度は、昭和二十一年一月二十一日の聯合國最高司令官實地第一日本に對ける公娼廢止に關する件にともなひ、日本政府の發した昭和二十一年一月十五日「婦女に売淫

をさせた者等の処罰に関する勅令」によつて禁止されて來ました。

平和条約の成立に當つてこの勅令も効力を失うのではなかつたかと懸念されましたが、第十三国会で成立した「ポツダム宣言の受諾にともない發する命令に関する件」に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律（法律第一三七号、昭和二七、五七）によつて、そのまゝ法律として存続することとなりました。

なお、勅令九号の法律化に伴い參議院に於て「本法令は、婦女の人身売買防止ならびにその基本的人權の保護について極めて不充分であるから、政府は右勅令の根本的を改正法案を速かに国会に提出すべきことを要求する」という旨の附帶條件がつけられました。

◎ 新たに制定されたもの

一、戦傷病者戦歿者遺族等援護法（法律第二百二十七号、昭和二七、四、三〇）

この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、國家補償の精神にもとづいて、軍人軍属であつた者又はその遺族を援護することを目的として制定されたもので、以前、恩給法によつて支給されていた軍人の遺族に対する遺族扶助料や、傷疾軍人に対する増加恩給が、昭和二十年十一月二十四日、連合軍総司令部の「年金及び給付に関する件」という覚書にもとづいて公布されたポツダム勅令「恩給法の特別に関する件」により、遺族扶助料は停止され、増加恩給は「他の廢疾に対する年金の最低を

こえることが出来ない」と、非常に低い額でおさえられていたものを、さらに適用対象範圍を拡げて復活した制度です。

この法律による援護内容の第一は、傷疾軍人等に対して障害年金を支給し、さらに一定の症状の者に対しては、その職業能力を回復させ、その他その更生を図るため、更生医療の給付を行い、補装具を支給し、重い身体傷害者については、国立保養所を作つてそこに収容すること等であり、第二は、軍人等の遺族に対して、遺族年金及び弔慰金を支給することです。援護の対象となる範圍は、恩給法上の遺族扶助料の支給を停止された遺族、増加恩給に制限をつけられた傷疾軍人のほか、今まで何等措置がとられてなかつた戦地勤務の軍属（内地勤務の者は、以前は、海軍共済組合令、陸軍々属戦災救恤規程により、廢疾年金、殉職年金等を受けており、現在はそのまゝ共済組合連合会に承継されている）となつています。さらにその他軍人軍属と同様な事情にあつたもの——被徵用者といわれている——及び特別未帰還者（一般邦人で、ソ連中兵等に抑留されている者）の遺族に対しては、年金給付は現國家財政からみて不可能に近いので支給されませんが、一時金である弔慰金だけは給付されることになつています。

この法律のうち特に婦人に関係があると思われる第二の遺族年金及び弔慰金の支給要件と、これを受ける遺族に関することを抄録します。

二、遺族年金

人、軍人に関するもの

(1) 支給要件

(二通りある)

イ、左の場合には、配偶者は年額一万円、その他の遺族は一人につき年額五千円支給される。

(イ) 軍人という身分を有していたこと

(ロ) 軍人としての在任期間内に負傷し、又は疾病にかかったこと

(ハ) 負傷や疾病が公務に基いていること

(ニ) 負傷や疾病がそのものゝ重大な過失によつて生じたものでないこと

(ホ) 右の負傷や疾病によつて死亡したこと

ロ、左の場合には、配偶者は年額六千円、その他の遺族は一人につき三千円支給される。

(イ) 援護法により障害年金を受けていた者が障害年金を受ける事由となつていた負傷や疾病以外の原因で死亡したとき

(ロ) 増加恩給を受けていた者が増加恩給を受ける事由となつていた負傷や疾病以外の原因で死亡した場合

(2) 年金を受ける遺族

イ、範囲

(イ) 配偶者（内縁関係を含む）

(ロ) 子（死亡当時胎児であつた子、及び養子を含む）

(ハ) 父、母（実父母、養父母）

(ニ) 孫（養子の子、子の養子を含む）

(ホ) 祖父、祖母（養父母の父母、又は父母の養父母）

ロ、附加条件

(イ) 死亡者の死亡当時日本の国籍を有していたこと、かつ、その後、遺族年金を受けるようになった時まで、日本の国籍を失つたことがないこと。

(ロ) 死亡者により養われていたこと、あるいは死亡者と生計を一にしていたこと。

(ハ) 養子縁組をしていた場合、死亡者の死亡の日から遺族年金を受けるまでの間に（5）離縁したことにより死亡者の親族でなくなつた事実がないこと。

(二) 配偶者、子、父、母、孫、祖父母についてはそれぞれ次のような細かい条件がきめられている。

配偶者		子	父	母	孫	祖父母
妻	夫					
無条件	不具廢疾で生活資料を得ることが出来ないこと	一、十八才未満で配偶者がいないこと 二、十八才以上（十八才未満でも配偶者のある者を含む）であるときは不具廢疾であつて生活資料を得ることができないこと	一、六十才以上であること 二、六十才未満であるときは 不具廢疾であつて生活資料を得ることができないこと 2、配偶者がなく且つそのものを扶養することができない直系血族がないこと	一、六十才未満で配偶者がなく且つその者を扶養することのできる直系血族がないこと 二、十八才以上（十八才未満でも配偶者のある者を含む）であるときは不具廢疾で生活資料を得ることができず且つその者を扶養できない直系血族がないこと	一、六十才以上である者を扶養することのできる直系血族がないこと 二、六十才未満であるときは不具廢疾で生活資料を得ることができず且つその者を扶養できない直系血族がないこと	
但し上記条件が具つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金を受けるに至るまでの間に婚姻（内縁関係を含む）したことがあれば支給されない		但し上記条件が備つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金をうけるまでの間に遺族（死亡者の兄弟姉妹を含む）以外の者の養子となつたことがあれば支給されない	但し上記条件が具つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金を受けるに至るまでの間に婚姻したことのある父母には支給されない	但し上記条件が備つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金を受けるに至るまでの間に遺族（死亡者の兄弟姉妹を含む）以外の者の養子となつたことのある孫には支給されない	但し上記条件が備つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金を受けるに至るまでの間に婚姻したことのある祖父母には支給されない	但し上記条件が備つていても死亡者の死亡の日以後遺族年金をうけるに至るまでの間に婚姻したことのある祖父母には支給されない

(6)

2. 軍属に関するもの

(1) 支給要件

軍人遺族年金としたい同じであるが条件が少し厳密になつてゐる。違ふ處を挙げると次の通りである。

イ左の場合には配偶者は年額一万円その他の遺族は一人につき年額五千円支給される。

(1) 軍属という身分を有していたこと

(2) 軍属としての在任期間内に負傷し又は疾病にかつたこと

軍人の場合と違つて、軍属としての在任期間中は、太平洋戦争開始の昭和十六年十二月八日以後、戦地に於ける勤務を命ぜられた日から始まる。

イ負傷や疾病が公務に基いてゐること。但しその傷病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、それが公務に基くばかりでなく、昭和十六年十二月八日以後の戦時災害によるものでなければならぬ。

ロ負傷や疾病が、そのもの、重大な過失によつて生じたものでないこと。

ハ右の負傷や疾病によつて死亡したこと。

ロ保護法により障害年金を受けていた者が障害年金を受ける事由となつてゐた負傷や疾病以外の原因で死亡したときは、配偶者は年額六千円、その他の遺族は、一人につき三千円支給される。

(2) 遺族の要件

3. 軍人年金の場合と同じ
被徴用者等に関するもの
遺族年金制度はない。

以上が遺族年金についての支給要件及び年金を受ける遺族の範囲ですが、二つ以上の遺族年金を受ける権利を持つ者は左の区別によつてそのうちの一つが支給されます。

① それぞれの年金の額がらうときは、そのうち最高額のものが支給される。
② 額が同じ時は年金を受ける者が何れか一つを選択する。

(8)

(二) 弔慰金 (太平洋戦争開始以後のものに限っている)
2. 軍人に関するもの

(1) 支給要件

遺族年金の場合と大体同じであるが、負傷や疾病にかつた期間を昭和十六年十二月八日以降の在服期間に限つてゐる点異なる。

(2) 弔慰金 (国債の取扱)

年利六分の五万円の記名国債で、最初の一年間は利子だけ支払われ、翌年からは利子と元金をあわせて償還し、九一年半で全部償還してゆくことになつてゐる。

(3) 弔慰金を受ける遺族

弔慰金として国債を交付される遺族は、遺族の全部でなく最先順位の者が一人受けることになつてゐる。

イ. 範囲

遺族年金の時のほかに兄弟姉妹が加わる

ロ. 附加条件

(1) 死亡者の死亡当時日本の国籍を有していたこと。かつその死亡が昭和二十七年三月三十一日以前であるときは、死亡の日からその日まで日本国籍を失つたことがないこと。

(2) 養子縁組をしてゐた場合、死亡者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前(9)

で、養縁によつて死亡者との親族関係が終了し、また終了した事實がないこと。

(3) 弔慰金を受ける権利が発生する日、すなわち原則として昭和二十七年四月一日(四月二日以後に於て死亡した場合、死亡の日が権利発生日)に於て、禁之以上の刑を執行されてゐないこと。又刑の執行を受け得る可能性がない(たとえば、仮出獄中でない)こと。

(二) 順位

第一順位

軍人であつた配偶者の死亡後再婚しない配偶者又は他人の養子とならぬ配偶者。

（喪家に復籍しても再婚してなければ第一順位）

○再婚した配偶者は最後順位にまわるが左の場合は第一順位となる、

α、遺族と婚姻した場合（戦死者の妻が、戦死者の兄弟と婚姻した場合）

β、遺族以外の他人と婚姻しても、戦死者と同じ氏を称していた者が氏を改

めないで婚姻した場合（戦死者が婿養子で、戦死の後、妻が再び所謂

婿養子をしたような場合、即ちその妻が婚姻後、戸籍の筆頭人になつて

いる場合）

註、結婚が問題となるのは配偶者の場合に限る

○他人の養子となつた配偶者は、最後順位にまわるが、遺族（戦死者の父母

祖父母、兄弟姉妹）の養子となつた場合は、第一順位とされている。

第二順位

子。（実子、養子の別なし）

但し弔慰金を受ける権利が発生する日現在、即ち昭和二十七年四月一日（四月二

日以後に於て死亡した場合（死亡の日）に於て死亡者の遺族以外の者の養子と

なつてゐる子は第七順位

第三順位

父母。

次のように更に細かい順位がある。

順位一	死亡者の死亡当時死亡者によつて生計を維持し又死亡者と生計を共にしていた養父母。
順位二	同右の実父母。
順位三	死亡者の死亡当時死亡者と生計維持又は生計同一の關係になかつた養父母。
順位四	同右の実父母

第四順位

孫。（養子の子、子の養子の別なし）

但し、第二順位の子の場合と同じく弔慰金を受ける権利が発生する日現在において

死亡者の遺族以外の者の養子となつてゐる孫は第八順位

第五順位

祖父母。

次のようにさらに細かい順位がある。

順位一	死亡者の死亡当時死亡者によつて生計を維持し又死亡者と生計を共にしていた祖母のうち養父母の養父母。
-----	--

順位二	右の祖父母のうち	養父母の実父母
順位三	〃	実父母の養父母
順位四	〃	実父母の実父母
順位五	死亡者の死亡時生存者と生計維持者同（生計の關係に在つた）祖父母のうち養父母の養父母	養父母の養父母
順位六	右の祖父母のうち	養父母の実父母
順位七	〃	実父母の養父母
順位八	〃	実父母の実父母

(12)

第六順位

兄弟姉妹。

但し、弔慰金を受ける権利が発生する日現在に於て、死亡者の遺族以外の者の養子となつてゐる者は第九順位となる。

第七順位

第二順位から除かれた子。即ち遺族以外の他人の養子となつてゐる子。

第八順位

第四順位から除かれた孫。すなわち遺族以外の他人の養子となつてゐる孫。

第九順位

第六順位から除かれた兄弟姉妹。すなわち遺族以外の他人の養子となつてゐる兄弟姉妹。

第十順位

第一順位から除かれた配偶者。即ち遺族以外の他人と婚姻して、死亡者の氏と異なる氏を称するようになつた配偶者、又は遺族以外の他人の養子となつたことのある配偶者。

2. 軍属に関するもの

(1) 支給要件

軍属年金の場合と同じ

(2) 弔慰金（国債）の取扱

軍人の場合と同じ

(3) 弔慰金を受ける遺族

軍人の場合と同じ

3. 被徴用者等に関するもの

(1) 支給要件

被徴用者等が左の条件に該当してゐるときにその遺族に支給される。

1. 旧国家総動員法に基いて徴用された者等（同適用範囲の定義、3の(1)）及び、もと

(13)

の陸海軍の要請に基づいて戦場に参加した者（全上りの(2)）の場合

(1) 被徴用者等であつたこと

(2) 徴用又は協力等の令書又は通知を受けを日から（昭和十六年十二月八日以降）までの徴用又は協力を解除される日までの間又は戦場に参加した期間もしくは国民義勇隊として出動した期間中において、負傷し又は疾病にかつたこと

(3) 負傷や疾病が業務上又は戦場に基くものであること。但しその傷病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、それが業務上、且つ昭和十六年十二月八日以後の戦時災害によるものであること

(4) 負傷や疾病がその者の重大な過失によつて生じたものでないこと

(5) 右の負傷や疾病が原因となつて死亡したこと、勿論即死を含む

ロ 特別未帰還者の場合

(1) 特別未帰還者であつたこと

(2) 昭和二十年九月二日以後海外にある間に負傷し、又は疾病にかつたこと

(3) 負傷や疾病が、自己の責に帰することのできない事由によるものであること

(4) その負傷や疾病によつて死亡したこと

(2) 弔慰金（国債）の取扱い

軍人の場合と同じ、但し国債の額は、軍人軍属の場合と異なり三万円

(3) 弔慰金を受ける遺族

軍人の場合と同じ

(附)

弔慰金を受けべき同順位の遺族が数人ある場合は、そのうちの一人が全員の代つて弔慰金を請求し、その支給を受ける

(三) 適用範囲の定義

この法律で軍人軍属というのとは次の者を指しています

一 軍人 昭和二十一年のポツダム勅令により恩給を停止又は制限された者で次の者を総称している

(1) いわゆる軍人

(2) いわゆる準軍人

見習士官、士官、技術軍医その他の候補生、軍人養生各学校の生徒

(3) もとの陸海軍部内の文官のうち次に掲げるもの

イ 警部、監獄看守長、警査、巡査、警務又は監獄看守

ロ 高等文官（但し理事官、事務官、通訳官、編修官及び各庁監査官優遇令により奏任官となつた者又は退官若しくは死亡に際して奏任官となつた者を除く）

2. 軍属

もとの陸軍又は海軍から法令または規程に基いて給料又は報酬を受けていた嘱託員、雇員、傭人、工員及び鉱夫をいうが、死亡後に於て一死亡時に於か

のほつてこれらの身分を与えられた者は含まない。但し緊需のうち内地勤務の者はこの法の対象とはならない。

3、被徴用者等

(1) 旧国家総動員法（旧南洋群島に於ける国家総動員に関する件及び旧南東州国家総動員令を含む。）にもとづいて徴用され、又は総動員業務につき働かせられたもので、この法律でいう軍属にあたりないもの。たとへば女子挺身隊員、勤労学徒徴用工、応徴船員等がこれにあたる。

(2) もとの陸海軍の要請にもとづいて戦關に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定「國民義勇隊組織に関する件」により組織された國民義勇隊の隊員と互つた者を含む。）

(3) 特別未帰還者給付法にいう特別未帰還者（一般邦人で、中々やソ連等に抑留された者）

◎ 改正されたもの

一、労働基準法の一部を改正する法律（法律第二百八十七号、昭和ニ七、七、三二）
過去五年間の施行経験にもとづき、手続の簡素化と本法のより円滑な実施を図るために改正が行われましたが、そのうち、女子、年少者に関する改正点は次の通りです。

1、女子の時間外労働の制限について

従来女子に認められていた時間外労働は、一日二時間、一週六時間、一年百五十時間でしたが、第二回の決算期に於ける業務については一週六時間の制限を二週十二時間の範囲内でみとめられることになりました。（第六十一條）

2、女子の深夜業の禁止について

従来女子に例外として深夜業が認められていた業務は、農林水産の原始産業、病院等保健衛生事業、旅館料理店等及び電話交換手でしたが、この外に中央労働基準審議会の議を経て命令で定める、女子の健康福祉に有害でない業務（現在はエアーカールと女子寄宿舎の女子管理人が定められています）が加えられました。（第六十二條）

3、技能養成のための年少者の坑内労働

従来女子、年少者の坑内労働は一切禁止されていましたが、満十六才以上の男子については、技能者養成の場合に限って、別に定める命令により、坑内業務につかせることが出来るようになりました。（第七十條）

二、優生保護法の一部を改正する法律（法律第四百四十一号、昭和ニ七、五、一七）

今回の改正は、優生保護法の目的を、いつそう徹底させるために行われたもので、主を改正点は次の通りです。

1、優生手術の可能範囲が拡大されました。

これまで、本人又は配偶者に原因する精神病、精神病質、身体疾患、畸形等で遺伝

のおそれのある場合及び本人又は配偶者が痼疾患者にかゝつていて子孫に伝承するおそれがある場合に、医師は本人並びに配偶者の同意を得て任意に、男女のどちらかに優生手術を行うことができる外、さらに妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのある場合や、現に数人の子を持ち、かつ分娩毎に母体の健康度をいさぐさしく低下するおそれがある場合にも、医師は本人並びに配偶者の同意を得て任意にその女子に優生手術を行うことができることになつていました。が、今回このような場合に、女子の身体が手術にたえがたいときは、配偶者に優生手術を施してよいということが、はつきり規定されました。(第三条第二項)

口、新たに、従来の遺伝性のもので以外の精神病又は精神薄弱のものについても、都道府県優生保護審査会にかけて、優生手術を行うことができることになりました。(第十二条、第十三条)

2. 人口妊娠中絶の手續が簡単になりました。
従来悪質の運伝を防止する必要があるとき、母体を保護する必要があるとき、暴行等によつて妊娠した場合等には人工妊娠中絶を行うことができることになつておりこれには指定医師が本人及び配偶者の同意を得て、任意に実施してよいものと、地区優生保護審査会に於けて実施するものと、二通りありましたが、今回、地区優生保護審査会は廃止され、すべて指定医師が本人及び配偶者の同意を得て行うことができるようになりました。(第十四条)

3. 受胎調節の実施指導について新たに規定が設けられました。

女子に対して

厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用して受胎調節を実施指導することは医師及び厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了し、かつその指定を受けた助産婦、保健婦以外のものは業として行つてはならないこと、及び子宮腔内に避妊用の器具をそう入するのは医師に限ることが、新たに規定されました。(第十五条)

4. 「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」と改称し、これの設置が強化されることになりました。

従来優生結婚相談所は「都道府県に少くとも一箇所以上設置する」と規定されていましたが、今回この優生結婚相談所は、優生保護相談所と改称され、「都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない」と設置義務が課され、その経費の一部を国が補助することも新しく規定されました。

(第二十一条)

昭和二十八年三月十八日印刷

昭和二十八年三月二十日發行

編集兼
發行人

印刷人

印刷所

労働省婦人少年局

東京都文京区駒込坂下町二〇
今井正作

東京都文京区駒込坂下町二〇
有原会社
電話駒込(82)〇六三六
文社